

「2012年4月と10月に変更になった主な事柄」を確認する

(やまだ塾:2013年1月23日掲載)

項目		ポイント
(1)2012年4月から変更になった事柄	雇用・労働関係	<p>■改正雇用保険法の施行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇・倒産・雇止めによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を、2年間(2013年度末まで)延長する。 ・雇止めにより離職した者の給付日数(90~150日)を、解雇・倒産による離職者の給付日数(90~330日)並みとする暫定措置を、2年間(2013年度末まで)延長する。 ・失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を、2年間(2012年度及び2013年度)延長する。 ・雇用保険料率(失業等給付)を2012年4月1日から1.0%に引き下げる。
	年金関係	<p>■2012年度の年金保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料は4月分から月額40円の引き下げ(2011年度15,020円→2012年度14,980円) ※法律に規定されている2012年度の保険料額15,540円(2004年度価格)に、2004年以降の物価や賃金の変動を反映した率(0.964)を乗じることにより、14,980円となる。
		<p>■2012年度の年金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012年度の年金額は0.3%の引き下げ(老齢基礎年金(満額):月65,541円) ※年金額は物価変動に応じて改定されるため、2011年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス0.3%となったことに伴い、法律の規定

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2013 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			により、2012 年度の年金額は 0.3%の引き下げとなる。
医療保険 関係	■協会けんぽの保険料率の改定	・協会けんぽの保険料率を2012年4月給与天引き分から改定 (全国平均 9.50%→10.00%)	
	■後期高齢者医療の保険料率の改定	・[全国平均保険料額] 月額 5,249 円 → 5,561 円(見込) (各都道府県の後期高齢者医療広域連合において2年ごとに保険料率改定)	
	■外来療養にかかる高額療養費の現物給付化	・これまでの高額療養費制度の仕組みでは、入院については、「認定証」などの提示により、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能であったが、外来診療では窓口負担が限度額を超えた場合は、いったんその額を窓口で支払っていた。 ・2012年4月からは、外来診療についても「認定証」などを提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなる。	
	■70歳から74歳の患者負担引き上げの凍結	・2012年度も、70歳から74歳の窓口負担を1割に据え置き (2013年度以降のあり方については今後検討)	
	■診療報酬改定	・2012年度診療報酬改定においては、前回改定に引き続き2回連続のネットでのプラス改定(+0.004%)を行い、以下の項目などに重点的に配分を行われた。 ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減・処遇改善の一層の推進 ・医療と介護等との機能分化や円滑な連携の強化や在宅医療の充実 ・がん治療、認知症治療など医療技術の進歩の促進と導入	

介護保険 関係	■介護保険の第1号保険料	・介護保険の第1号保険料の全国平均基準額は、月額 4,160 円(2009 年度～2011 年度)から月額 4,972 円(2012 年度～2014 年度)に上昇。
	■改正介護保険法等の施行	<p>・高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。</p> <p>・単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。</p> <p>・介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。</p> <p>・市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。</p> <p>・各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。</p>
	■介護報酬改定	・2012 年度介護報酬改定は、介護サービスの充実及び介護サービスを支える人材の確保のために、1.2%のプラス改定とされた。
障害者福祉 関係	■改正障害者自立支援法等の施行	<p>・相談支援の充実 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、基幹相談支援センターの設置、「自立支援協議会」を法律上位置付けるなど相談支援体制の強化</p> <p>・障害児支援の強化</p> <p>障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行するなど身近な地域での支援を充実させ、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を創設</p>

		<p>■障害福祉サービス等報酬改定</p>	<p>・2012 年度障害福祉サービス等報酬改定は、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、2.0%のプラス改定が行われ、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する。</p>
	食品関係	<p>■食品中の放射性物質の新基準値</p>	<p>・食品中の放射性物質に係る基準値について、より一層、食品の安全と安心を確保するため、暫定規制値に代わる新基準値を施行する。</p> <p>・新基準値は、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間線量を5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げることを基本とし、食品中の放射性セシウムの基準値を、飲料水 10Bq/kg、牛乳 50Bq/kg、乳児用食品 50Bq/kg、一般食品 100Bq/kg とする。</p>
		<p>■水道水中の放射性物質の新たな目標値</p>	<p>・水道水中の放射性物質に係る指標を見直して新たな目標を設定するとともに、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について各都道府県及び水道事業者等に通知。</p> <p>・新たな目標値は、放射性セシウムについて 10Bq/kg とする。</p>
	子ども・子育て関係	<p>■改正児童手当法の施行</p>	<p>・所得制限額(例：夫婦・児童 2 人世帯の場合は年収 960 万円)未満の方に対しては、3 歳未満と、3 歳から小学生の第 3 子以降については児童 1 人当たり月額 1 万 5000 円、3 歳から小学生の第 1 子・第 2 子と、中学生については児童 1 人当たり月額 1 万円の児童手当を支給。</p> <p>・所得制限額以上の方に対しては、当分の間の特例給付として、児童一人当</p>

			<p>たり月額 5 千円を支給。</p> <p>※所得制限については、2012 年 6 月分から実施。</p>
(2)2012 年 10 月から 変更になった事柄	雇用・労働 関係	<p>■労働者派遣法の改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日雇派遣の原則禁止 ・グループ企業派遣の制限(8 割以下へ) ・離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止 ・マージン率などの情報提供の義務化 ・待遇に関する事項などの説明が義務化 ・派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化 ・派遣労働者への派遣料金の明示が義務化 ・無期雇用への転換推進措置が努力義務化
		<p>■最低賃金の引上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ごとに定められている地域別最低賃金額が改定され、2012 年9月30 日から順次発効している。 ・すべての都道府県で、時間額5円から14 円の引上げとなる(全国加重平均額749 円)。
	年金関係	<p>■厚生年金保険料率の引上げ</p>	<p>・厚生年金保険料率は9 月分(10 月分給与の源泉徴収)から 0.354%引上げ(～8 月分 16.412%, 9 月分～16.766%)</p>
		<p>■国民年金保険料の納付可能期間延長</p>	<p>・国民年金保険料は納期限より 2 年を経過した場合、時効によって納付することができなくなるが、過去 10 年間の納め忘れた保険料について2012 年10 月1 日から2015 年9 月30 日までの間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能となった。</p>
	障害者福	<p>■障害者虐待防止法の施行</p>	<p>・障害者虐待防止法の施行に伴い、</p>

	社関係		「1. 養護者」、「2. 障害者福祉施設従事者等」及び「3. 使用者」による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村(又は都道府県)に通報しなければならないこととされた。
--	-----	--	--